

ウエストミンスター信仰告白の 本文研究ならびに本文確定について

辻

幸

宏

序

現在私たちが用いている新教出版社発行『ウエストミンスター信仰基準』の翻訳は、一九六四年（信仰告白）、一九六三年（大教理問答）、一九七八年（小教理・禰原訳）に完成したものです。ちなみに、この小教理は、つのおえ社発行の小教理問答とは別訳です。その後、ウエストミンスター信仰基準を作成したウエストミンスター神学者会議における研究が目覚ましく進展し、新しい翻訳の必要性が求められています。そしてこの間、鈴木英昭先生による翻訳（つのおえ社・一九九七年）、松谷好明先生による翻訳（一麦出版社・二〇〇二年）が出版されました。そしてこれらの翻訳に並行する形で、大会の憲法第一委員会では、ウエストミンスター信仰基準の新しい翻訳作業が続けられています。私自身、大会に

おける新しい訳が一日も早く完成することを心待ちにしている一人であります。

一 本文研究の必要性

ところで、現在、新しい翻訳を作成するにあたり、一番注目されていることは、底本として何を用いるかと言うことです。「底本くらい、何を用いても構わないではないか」と思われる方もおられるかも知れません。しかし信仰告白は、一六四七年に完成したのであり、既に三五〇年以上の年月を経ています。その間、繰り返し新しい版が組まれ、印刷がなされてきました。新しい版が組まれるということは、人間による作業であり、誤りが混入することを意味しています。本文であれば、カンマとセミコロン、コロン、ピリオドが変更されることがあります。また、ローマ数字の iv と vi、1 と i を間違

えたりします。たとえば、改革派訳大教理問一七五五「詩一章14節」は、「詩五〇章14節」の誤りです。

また当初の印刷技術は、現在の様に鮮明ではないため、1と7、2と3など、文字がつぶれ、区別が付かず、そこから誤りが挿入されていくケースもあります。また人間の作業であり、今までの版において、明らかに誤りだと判断出来る箇所は、削除されたり、自らの判断で正しいと思うように変更されることもあります。

旧約・新約聖書における本文研究は、世界的な規模で研究がなされ、九九%以上の本文が確定されていると言われています。しかし、宗教改革の時代に作成されたウエストミンスター信仰基準について、この様な本文研究は、今まではほとんどなされてきませんでした。そのため、現在私たちが用いています改革派教会訳では、誤りが混入している英語の版を用いて翻訳され（正確にはどの版が用いられたかは記されていないため不明）、長年の誤りが混入されたまま翻訳されてきました。また日本語に置き換える時にも、多くの誤りが挿入されています。

そうした中、本文の誤りの混入に気が

付き、本文研究という地道な研究をおこなったのが、カラザース父子（イギリス）です。彼らは、特に信仰告白の本文研究において、功績を残しています。父カラザースは、ウェストミンスター神学者会議中、信仰告白が七つの版により印刷され、出版されたことを特定し、最初のクリティカル・テキストを出版しました（初版一八八三年、第二版一九一四年）。ただ残念なことに、私自身、この本について、まだ手にしたことがなく、どのようなテキストか、知りません。

そしてその意志を引き継いだ子カラザースは、さらに研究を進め、一九四〇年代までに出版されてきた多くの版を収集し、その上で、系統図を書き上げ、最終版のクリティカル・テキストを出版しました（以後カラザース版とする）（一九三七）
 “THE WESTMINSTER CONFESSION OF FAITH—Being an account of the PREPARATION AND PRINTING OF ITS SEVEN LEADING EDITIONS—To which is appended a CRITICAL TEXT OF THE CONFESSION WITH NOTES THEREON” (Manchester)。これは現在、Still Waters

Revival Books からリプリントが出版されており、手に入れることが出来ます。

これらカラザース父子の研究は、素晴らしいものであったにも拘わらず、殆ど関心が持たれる事もなく、長い間日の目を見ることはありませんでした。しかし、ここ二十年位、ようやく彼らの研究が認められる様になり、現在では欧米の多くの教会で、カラザース版を底本として採用する様になってきました。そして松谷訳も、これを底本として用いています。

二 信仰告白作成過程

しかしながら現在進められています大憲法第一委員会による翻訳では、カラザース版を底本としていません。いわゆるバージズ版と呼ばれるものが用いられています。このことを理解するためには、神学者会議中に出版された信仰告白について、説明する必要があります。

序

ウェストミンスター神学者会議は、英国議会の召集により、議会の神学的な諮問機関として、一六四三年七月一日に始められました。当初は二九箇条の本文改正作業を行っていました。ところが同九

月にはスコットランドとの間で「厳肅な同盟と契約」が結ばれ、神学者会議は、スコットランド教会とイングランド教会の教理・政治・礼拝様式・規律を共通にすることを目的に行うこととなりました。ここで重要な文書（教会政治規程・礼拝指針・信仰告白・大教理・小教理問答）が順次作成されていくこととなります。

① 暫定版（第一版）

信仰告白の作成は、四五年七月七日に討論が開始されます。ところが作成作業が遅々として進まないため、召集者である英国議会下院は、四六年九月一七日に信仰告白の作成を急ぐようにとの通達を出し、さらに完成分だけの本文を下院に送付することを求めました。その結果、第一章から第十九章までの本文部分のみが下院と上院に届けられました。そしてこれらの本文を下院は両院議員用に五百部印刷することを通達しました。この結果印刷されたのが、第一版です。

② 本文のみの完成版（第二版）

残りの第二十章から第三十三章までが下院に報告されたのが同年二月四日です。これを受け下院は、両院と会議用に、聖句なしの信仰告白六百部の印刷と、証拠

聖句の作成を命令しました。この結果印刷されたのが第二版であり、本文全体が揃った最初の版です。

③ 聖句付き完成版(第三版)

神学者会議は、その後証拠聖句の作成に取りかかり、翌四七年四月には完成し、四月二十九日に、聖句付き信仰告白が両院に届けられました。それを下院は、六百部印刷することを命じ、完成したのが第三版です。この第三版は、Old Paths Publicationsから出版されている“THE WESTMINSTER STANDARDS An Original Facsimile by THE ASSEMBLY OF DIVINES”(ISBN 1-889058-05-X)によって収められているため、手に入れることが出来ず。

④ スコットランド議会用(第四版)

神学者会議が作成した聖句付き信仰告白は、早速スコットランド議会においても採択するために、議会用(三百部)が印刷されることとなりました(四七年八月)。これが第四版です。

⑤ 一般販売用(第五版・第六版)

同年一月には、第四版を用いて、エジンバラのEvan Tyler書店にて、一般販売用に印刷・出版されました。これが

一般に販売された最初の印刷である第五版です。さらに第五版を用いて、同年一月初めにはロンドン Robert Bostock 書店にて印刷され、出版されましたのが第六版です。

⑥ 英国議会議訂版(第七版)

四八年六月二十日、英国議会は、聖句付き信仰告白(タイトルは『キリスト教信仰の箇条』と変更)を採択し、翌日印刷することに決定しました。これが第七版です。この当時英国議会は、神学者会議に批判的になり、議会において本文と聖句が厳密にチェックされて出来たのが第七版であり、本文批評上、重要な版です。しかし、第三十章・第二章の全文、第二十章四節・第二十四章五・六節の全文、第二十三章四節・第二十四章四節の一部が削除されています。

⑦ パージス版

一方、神学者会議において書記をしていたパージスの手書き本文(第二版の原本とされる・聖句なし)が二十世紀になり発見され、子パージスは一九四六年に、ウェストミンスター信仰告白「三百年記念版」において、活字にして出版しました。これがパージス版であり、現在翻訳

作業中の憲法第一委員会において、底本として用いられているものです。

三 信仰告白の重要な諸版と底本

以上の様に、諸版の作成過程を見る時、どの版が、底本として定めるかの困難さを理解していただいたでしょう。消去法を取ると、未完成版である第一版、第三版からの再版である第四版・第五版・第六版は、重要性が劣ります。また第七版は、厳密なチェックがなされているため、本文批評上参考にしなければならぬ重要な版であることは確かですが、多くの箇所が削除されており、底本にするにはふさわしくない版と言えます。

後は、信仰告白本文ならびに証拠聖句がどの時点で確定したのかと言うことの解釈によって、大きく捉え方が変わってきます。

① 証拠聖句

まず簡単に結論付けられるのは、証拠聖句です。聖句は、第三版で確定していると考えられ、それを第七版がチェックをし、さらに両者を用いつつ、本文批評を行ったカラザース版を用いることは、ほぼ受け入れられることだと考えられます。

す。ただしカラザース版も、無条件に受け入れるのではなく、確認作業を行った上で、幾つか含まれている誤りを取り除いた上で、用いる必要があります。

② 本文

問題となるのが本文です。まず、会議においてどの時点で本文が確定したのかという歴史的な検証がなされなければなりません。

第一に考えることが出来るのは、最初に本文のみが議会に提出された時点で、確定していたと考えることです。この場合、より古い版である第二版がより重要なテキストとなります。さらに言うならば、この第二版の元原稿となりましたバージスの手書き本文は、重要な資料となります。そのため、現在翻訳作業中の改革派訳においては、このバージス版を用いています。そして憲法第一委員会の委員の一人であられる村川満長老（神港教会）は、松谷訳の書評において、バージス版を用いることについて次の様に指摘しておられます。「カラザースにはクリティカル・テキスト出版後に発見された、会議が議会に提出した「信仰告白」の原本にもとづく版がある。わたしは「信仰告

白」の本文のテキストとしては、この方がいいと思っているが、この問題は今後の研究課題と考える」（『いちばく』8号）。しかし私自身、第二版とバージス版を比較してみました。多くの相違があり、バージス書記の手書き原稿と、バージス版、第二版の相違をチェックする必要があります。要があると思います。

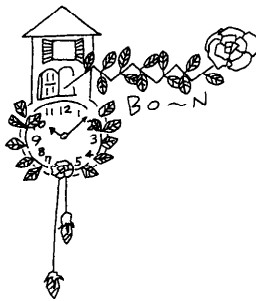
神学者会議はさらに、証拠聖句を作成するために、第二版の印刷されたテキストを用いて、その横に聖句を書き込んでいくことにおいて作業を行いました。神学者会議が、神学的な対立が存在する中、時間をかけて慎重に審議したことを考えれば、証拠聖句を付加する時点で、第二版の誤りが指摘され、訂正・修正を加え、証拠聖句付きの第三版が印刷されたと言いうことも十分考えられます。カラザース版を底本に用いるのは、これらの経過を鑑み、第三版によって本文確定がされ、そこから本文確定されたのがカラザース版だからです。私としても、カラザース版を底本に用い、第三版・バージス版・第二版・第七版などを参考にして、翻訳がなされるべきだと思えます。

四 大教理問答・小教理問答

大教理問答・小教理問答に関しては、神学者会議中に出版されたのは、それぞれ聖句なし版、聖句付きの版（一六四八年版）が一つずつしかなく、現状では、聖句付き一六四八年版を底本として、聖句なし版や一六五八年版などを参照して、翻訳を行うことが最もよい手段と考えられています。

（岐阜加納教会協力教師

大垣伝道所担当）



ウェストミンスター信仰基準に おける証拠聖句

辻 幸 宏

今回は、私たちが改革派訳を用いるにあたって、誤りのある証拠聖句を確認し、列挙することになります（別表）。誤ったままでは、教会において、ウェストミンスター信仰基準を安心して用いることが出来ないからです。なお、これらのリストを作成するにあたり、信仰告白に関しては、底本としてカラザース版（前号参照のこと）を用い、松谷訳を参考にさせていただきました。また大教理・小教理に関しては、底本として神学者会議が催中に証拠聖句付きで印刷された最初の版（一六四八年版）を用い、松谷訳を参考にさせていただきました。

しかしこのリストにも誤りは混入しているだろうし、またさらなる検証がなされていく必要があります。従ってこのリストをもとに、議論の対象として下さればと思います。（本文の翻訳に関しては、

憲法第一委員会において早く翻訳作業がなされることを願いつつ、現行訳・鈴木訳・松谷訳などを参照して下さい。）

また、今回リストアップさせていたただいた他に、原典には記されていないながら、改革派訳には表現されていないことが、あります。それは、原典では“with”という表現によって、複数の聖句を比較させていることです。このことに関して、改革派訳では、信仰告白において全く無視され、また大教理でも「（ ）」を比較」とありますが比較の対象が記されておらず不明確なものとなっています。ただ小教理では、この問題が解消され訳されています。この件に関して、今回はスペースの関係で、リストアップすることはしません。ただこの問題に関して、村川満長老（神港教会）は、松谷訳の書評において、以下の通り記しておられますのでご紹介します。

『次に証拠聖句について述べる。いろいろな誤りが訂正されているだけでなく、特に顕著なのは、原典にしばしばでてる「with」という表現がこれまで見逃されてきた（シャフのテキストも同じ）のを訂正したことである。開巻最初のペー

ジに「ローマー・三二を二・一と比較」とある通りである。この発見は素晴らしいが、この表記には疑問をもつ。このwithはcompared with, joined with, together withなどのニュアンスがあり、違ったものを対比するニュアンスの強い「〜を〜と比較」で通すのは無理ではないか。また上の例では他の聖句と並べてローマー・三二が挙げられて、それに二・一も同時に参照することを求めているのであるから、上の表記は少しずつれてくる感じがする。（『いちばく』第八号（二〇〇二年八月発行）』

また、改革派教会訳の証拠聖句を私たちが用いるためには、もう一つ注意しなければならぬことがあります。それは、現在多くの教会で用いられています新共同訳聖書では、詩編における表題が節に加えられているのを始め、多くの箇所でも、節の移動が行われています。それらに対処しなければなりません。このことに関しては、新共同訳聖書の巻末付録（四五）（四六）「旧約聖書 章・節対照表」を参照下さい。

（大垣伝道所牧師）

	改革派教会訳	本文批評結果・検討対象事例	備考
<信仰告白>			
第2章一6	申命4:15	申命4:15,16	①
第2章一24	ネヘミヤ1:2,3	ナホム1:2,3	①
第5章二2	なし	列王上22:28,34、イザヤ10:6,7	①
第5章五2	詩77:1,10,12	詩77:1~12	②
第6章二3	ロマ3:10~18	ロマ3:10~19	②
第6章三1	ロマ5:12~19	ロマ5:12,15~19	①
第6章三1	Iコリ15:21,22,45,49	Iコリ15:21,22,49	②
第7章六4	ヘブル12:22~27	ヘブル12:22~28	②
第8章二1	ヨハネ1:14	ヨハネ1:1,14	①
第8章八4	ヨハネ14:16(III)	ヨハネ14:26(VII,C,M)	*
第10章一1	IIテサロニケ2:13	IIテサロニケ2:13,14	①
第10章四5	IIヨハネ9,11	IIヨハネ9~11	①
第11章一3	行伝10:44(III)	行伝10:43(VII,C,M)	*
第11章四3	テトス3:4~7	テトス3:3~7	②
第12章1	ガラテヤ4:4,5	なし(VII,C,M)	*
第12章2	なし	ガラテヤ4:4,5(VII,C,M)	*
第16章三1	ヨハネ15:4~6	ヨハネ15:4,5	②
第19章六5	ロマ7:24	ロマ7:24,25	①
第21章八1	出エジプト16:23,26,29,30	出エジプト16:23,25,26,29,30	①
第21章八1	ネヘミヤ13:15~22	ネヘミヤ13:15,16,17,18,19,21,22	①
第22章七1	マルコ7:26	マルコ6:26	①
第27章一3	ガラテヤ3:27(III,VII)	ガラテヤ3:17(C,M)	*
第28章五2	行伝10:2,4,21,22,31,45,47	行伝10:2,4,22,31,45,47	①
第32章一4	ユダ6:7	ユダ6,7	①
<大教理>			
問3・1	IIテモテ3:15,16[第二2を見よ]	IIテモテ3:15,16,17	①
問6・2	Iヨハネ5:17	Iヨハネ5:7	②
問7・2	ヤコブ11:7~9	ヨブ11:7~9	①
問9・1	IIコリント13:14(英訳聖書のまま)	IIコリント13:13(日本語訳聖書)	①
問23・1	ロマ3:28	ロマ3:23	①
問25・1	ロマ3:10~19	ロマ3:10~20	②
問28・8	申命28:15~18	申命28:15~68	①
問29・1	マルコ9:43,44,46,48	マルコ9:44,46,48	②
問32・9	エペソ2:18	エペソ2:10	②
問35・4	マタイ28:19等	マタイ28:19	①
問37・1	なし	ガラテヤ4:4	①
問38・8	ヘブル9:11~15	ヘブライ9:11~16	③
問67・4	Iコリント2:10,12	Iコリント2:10	③
問68・3	マタイ7:22	マタイ7:28	③
問68・3	ヘブル6:4~6	ヘブル6:4~5	②
問70・1	ロマ3:22,24,25	ロマ3:23,24,25	②
問77・9	IIコリント7:1	IIコリント7:2	③
問85・1	Iコリ15:26,55,57	Iコリ15:26,56	②
問86・4	詩16:9	詩19:6	③
問93・1	申命5:1~3,31,33	申命5:1,21,32,33(コメント参照)	*

問97・6	テトス 2:11~14	テトス 1:11~14	③
問99二1	なし	マタイ 5:21,22,27,28,36~48(1648,M)	②
問99四2	マタイ 5:21~24	マタイ 5:21~25	①
問104・22	詩119:136	詩119:15	②
問105・17	なし	申命10:6,24(1648:誤記)、申命9:6:24(M)	②
問105・18	ガラテヤ 5:20	ガラテヤ 5:21	③
問105・42	詩73:2,3,13~15,22	詩73:2,3,14,15,22	②
問106・1	エゼキエル 8:5,6~18	エゼキエル 8:5~18	②
問108・6	I テモテ 5:17,18	I テモテ 5:17,16	③
問109・4	列王上11:33,12:33	列王上12:33	②
問109・6	黙示 2:2,4,15,20	黙示 2:2,14,15,20	①
問109・9	出エジプト32:5	出エジプト32,5,8	③
問109・10	出エジプト32:8	記述なし	③
問112・11	詩 8:1,3,4,9	詩 8 篇全体	①
問113・2	詩139:20	詩139:10	③
問113・17	ロマ 6:1,2	ロマ 6:1	②
問113・21	エレ23:34,36,38等	エレ23:34,36,38	①
問113・28	使徒13:45	使徒13:16	③
問117・1	ネヘミヤ13:15~22	ネヘミヤ13:15~19,21,22	②
問117・4	詩92篇	詩92篇表題	①
問121・3	詩92篇 (13,14節と比較)	詩92篇表題を同13,14節と比較	①
問126・1	I ペテロ 2:17	II ペテロ 2:17	③
問135・10	I テサロニケ 4:2	I テサロニケ 4:11	①
問135・10	I ペテロ 3:3,4	I ペテロ 3:4	②
問135・14	イザヤ38:21	詩編38:21	③
問135・20	ルカ10:33,34	ルカ10:33,34,35	②
問138・7	箴 2:16~20	箴 2:16~21	②
問139・10	マラキ 2:11,12	マタイ 2:11,12	③
問139・17	箴23:30~33	箴23:30,33	②
問141・1	ゼカリヤ 7:4,10	ゼカリヤ 7:4,20	③
問145・6	列王上21:9~14	列王上21:9~13	②
問145・9	II テモテ 4:6	II テモテ 4:36(1648:誤記)、II テモテ 4:16(M)	②
問145・13	詩52:1~5	詩52:1~4	②
問149・1	ロマ 8:8	ロマ 8:3	①
問149・4	ロマ 3:9~19	ロマ 3:9~21	②
問151・8	ロマ 2:17~24	ロマ 6:17-25(1648:誤記)、ロマ 2:17~25(M)	②
問151・10	マタイ 21:38,39	マタイ 22:38,39	③
問151・17	ヘブル 6:4~6	ヘブル 6:4,5	②
問151・22	黙示18:12,13	黙示18:13	②
問151・24	箴 6:30~33	箴 6:30~35	①
問151・32	アモス 4:8~11	アモス 4:8~12	②
問151・35	箴24:1	箴29:1	①
問153・2	箴 2:1~5	箴 2:1~6	②
問155・6	マタイ 4:4,7,10	マタイ 4:4,7,8	③
問157・1	ネヘミヤ 8:3~6,10	ネヘミヤ 8:3~10	①
問157・4	申命17:10,20	申命17:19,20	②
問157・10	箴 2:1~6	箴 2:1~7	②

問162・1	マタイ26:26～28	マタイ26:27,28	③
問164・1	問162の引用聖句参照	不要	①
問168・4	I コリント11:24	I コリント11:24～26	②
問172・2	マタイ5:34	マタイ5:3,4	①
問172・3	詩42:1,2,5,11	詩43:1,2,5,11	③
問172・4	イザヤ1:10	イザヤ50:10	①
問173・1	I コリント11:27～31	I コリント11:27～34	①
問175・1	I コリント11:17,30,31	II コリント11:17,30,31	③
問175・5	詩1:14	詩50:14	①
問175・7	雅5:1～5	雅5:1～6	①
問175・7	伝道5:1～6	なし	②
問175・8	詩123:1,2	詩123:1	③?
問190・6	詩147:19,20	詩147:14,20	③
問192・13	サムエル下15:25,26	サムエル下15:25	②
問193・2	ロマ7:20～22,25	ロマ7:20～22、エレミヤ5:25	①
問194・2	ロマ3:9～22	ロマ3:9～21	②
問194・7	詩51:7～10,12	詩11:7,8,9,10,12	③
問195・8	ガラテヤ2:11～14	ガラテヤ2:11～15	③
問195・9	歴代下16:7～10	歴代下16:7,8,9,16	③
問195・15	ヘブル13:20,21	ヘブル13:20,23	③
問196・5	歴代上24:10～13	歴代上29:10～13	①
〈小教理〉			
問1・2	詩73:25～28	詩73:24～28	②
問18・1	ローマ5:12,5:19,5:10～20	ローマ5:12,19,3:10～20(次号参照)	
問19・3	ローマ6:23	ローマ6:29	③
問27・6	I コリント15:3～4	I コリント15:3(1648)、I コリント15:4(1658,M)	
問35・3	ローマ6:4,6:6,8:1	ローマ6:4,6	②
問41・1	マタイ19:17	なし	②
問48・1	詩44:20,21	なし	②
問60・1	出エジプト16:25～28	なし	②
問60・2	なし	出エジプト16:25～28	②
問60・4	マタイ12:1～31,12:2,12:12	マタイ12:1～13	②
問85・1	箴言2:1～5	箴言2:1～6	②
問87・5	II コリント7:11	I コリント7:11	③
問106・3	II コリント12:7～8	II コリント12:1,8	③

備考

- ①改革派教会訳における誤りの混入した箇所。
- ②改革派教会訳の底本としたものにすでに誤りが混入していた箇所。
- ③大教理・小教理において、1648年版の誤植だと思われる。

※ 厳密な検証が必要だと考えられる箇所もあるため、記した。

凡例 III:第3版、VII:第7版、C:カラザース版、M:松谷訳、
1648:1648年版、1658:1658年版 詳細は前号参照のこと

大教理93 1648年版では「申命記5:1,23,32,33」と記されている様に読みとれる。

コメント しかし「5:23」が「5:2,3」との誤植と取られ、従来の版は「5:1～3」とする。
また改革派訳が「5:31,33」としている部分は、「5:32,33」の誤りと考えられる。

ウエストミンスター小教理問答問一八の証拠聖句に関する一考察

辻

幸^{ゆき}宏^{ひろ}

一 理解不能な証拠聖句

ウエストミンスター信仰基準では、本文に続いて、証拠聖句が附加されており、しかしながら、なぜこの告白に、この聖句が挙げられているのか、正直理解できない箇所も多々あるのも事実であります。

① 聖書の違い

これにはいくつかの要因を考慮することが出来ます。現在私たちが用いています日本語訳（新共同訳・新改訳・口語訳など）、ウエストミンスター信仰基準が作成された当時用いられていたキング・ジェームズ訳との相違を考えなければなりません。ここには、聖書の本文研究が進んだ故に、訳が変わってきた部分があ

るからです。例えば、信仰告白二章三節、同二章二節、大教理問九、同一一は、いずれも第二コリント三章一四節となっています。しかし日本語訳聖書を開いてみますと、一三章は一三節までしかありません。これは、本文研究が進んだ結果、一四節に含まれていた本文が、現在では、一三節に含まれているからであり、従って、信仰告白・大教理においても、一三章一三節に移動させておかなければならないのです。

② 誤りの混入

また第二の原因として言うことが出来ることは、信仰基準が作成されて以来、証拠聖句の正誤の検証が、まったくされて来なかったからであります。つまり実

際、神学者会議が意図していた証拠聖句とは異なった箇所が記されているため、理解出来なくなってしまうのです。そして、前号にて、その第一歩として、日本基督教改革派教会訳（以下、改革派訳）における証拠聖句の誤りの一覧を指摘させていただきます。

二 ウ小教理問一八における誤り

序 序 序
今回は、証拠聖句の検証作業の過程を、紹介させていただきます。

ウエストミンスター小教理問答問一八は、改革派訳で、以下の通り記されています（以下に示す教理問答は、表記がない限り、すべて新教出版社発行の改革派訳（榊原訳）※を使用しています）。

問一八 人が墮落した状態の罪性は、どの点にありますか。

答 人が墮落した状態の罪性は、次の点にあります。すなわち、アダムの最初の罪の罪責を負うていること、原義を失っていること、人の性質全体の腐敗つまりいわゆる原罪があること、そこからあらゆる現行罪が生じていることです。¹⁾

1 ロマ五章一二、一九節、五章一〇〜二〇節、エペソ二章一〜三節、ヤコブ一章一四〜一五節、マタイ一五章一九節。

ここで、二つの証拠聖句に注目しなければなりません。ローマ五章一二、一九節とローマ五章一〇〜二〇節です。この二つの聖句は、重複しており、理解することが困難な箇所であります。このことに関して、私なりの所見を述べさせていただきます。

① ローマ五章一二、一九節とローマ五章一〇〜二〇節が重複していることに対する疑問

ウェストミンスター信仰基準（信仰告白・大教理問答・小教理問答）では、上記の他に、聖句が重複して証拠聖句として挙げられている所は存在しません。疑問に思われる箇所は、いくつか存在します。大教理問答問一・二二③と小教理問答問六〇④です。

大教理問一・二二では、「詩九二編（一三、一四節と比較）、……」と記されています。しかしこれを、証拠聖句が完成してから最初に印刷された一六四八年版で確認してみますと、「Psal. 92. title with vers. 13, 14」と記されており、「詩編九二編一節」[九二編の表題]を九二編一四、一五節[九二編一三、一四節]と比較（松谷訳）が正しくなり、重複ではありません。（松谷訳は新共同訳を採用し、括弧内に口語訳・新改訳の聖句が表示されています）。

また同様に小教理問六〇では、「マタイ二二章一〜三二節、一二章二節、一二章一〜一三節」（松谷訳）が正しいため、これもまた重複はしていません（以上、

前号提示済）。

従ってこの小教理問一八のみが、聖句重複が見られる唯一の箇所であると指摘出来ます。さらに小教理問一八に関して、一六五八年版の様に、「ローマ五章一〇〜二〇節」のみを記し、「ローマ五章一二、一九節」は削除している例もあります。こうした操作が行われたのは、聖句が重複しているため、印刷段階にて削除したと考えることができます。そしてこうしたことは、必然的に起こりうることであったとも言えるでしょう。

② ローマ五章一〇〜二〇節の区切りに対する疑問

ところで次に疑問として考えられることとして、「ローマ五章一〇〜二〇節」の区切りを挙げることが出来ます。ローマ書五章では、一一節と一二節との間が区切りと考えられます。新共同訳聖書では、この間で段落分けをしており、表題を付けています。また信仰基準においても、この部分を証拠聖句として採用している他の箇所を取り上げてみますと左記

の通りとなり、一一節と一二節をまたいで用いられる例は他にはありません。

※参照：ローマ五章における証拠聖句

(抜粋)

五章八〜一〇節 大教理七一①、

信仰告白一一章三①

五章一〇〜二〇節 小教理二八①

五章二二〜二〇節 大教理二二②、

信仰告白七章二③

五章一五〜一九節 信仰告白六章三①

五章一五〜二一節 大教理三一①

以上のことから、小教理問一八において「ローマ五章一〇〜二〇節」が証拠聖句として取り上げられていることは、不自然であると言えます。従って、ウェストミンスター小教理問答問一八において、「ローマ五章一〇〜二〇節」と表記されていること事態を疑問にしなければなりません。

しかし、ウェストミンスター神学者会議において小教理問答が作成された時点で最初に議会に提出され、印刷された一

六四八年版においてすでに、「ローマ五章一二、一九節、ローマ五章一〇〜二〇節」と印刷されていることから、神学者会議において印刷される過程において、すでに誤植・誤記がされていたと考えることが出来ます。

③ 大教理から作られた小教理

次にこの問題を考える時、小教理問答の作成過程から探ることにしましょう。つまり矢内先生が語られておられる通り、小教理問答は、大教理問答が作成された後に、大体の部分を大教理問答を簡潔にすることによって、作成されました。そのことは、大教理問答と小教理問答を比較することにおいて、容易に理解することが出来ます。

例えば、大教理問一と小教理問一とを比較して見ると、以下の通りになります。

*大教理 問一

問 人間のおもな、最高の目的は、何であるか。

答 人間のおもな、最高の目的は、神の

栄光をあらわし¹、永遠に神を全く喜ぶことである²。

1 ロマ一章三六節、Iコリント一章三一節。

2 詩七三編二四〜二八節、ヨハネ一章二一〜二三節。

*小教理 問一

問 人のおもな目的は、何ですか。

答 人のおもな目的は、神の栄光をあらわし¹、永遠に神を喜ぶこと²です。

1 Iコリント一〇章三一節、ロマ一章三六節。

2 詩七三編二五〜二八節。

この両者の証拠聖句を比べて見ると、一目瞭然であります。1は逆になっていますが、同一であります。また2は、小教理で「詩七三編二五〜二八節」となっているのは、一六五八年版以降の誤植であり、一六四八年版では「詩七三編二四〜二八節」となっており(前号で指摘済み)、これもまた同一であります。従って、大・小教理の問一における証拠聖句

の違いは、2で「ヨハネ一七章二一〜二三節」が、小教理において削られているのみであります。

同じようにして、大教理問二五と小教理問一八を比べて見ることが出来ます。

*大教理 問二五

問 人間が墮落したその状態の罪性は、どの点にあるか。

答 人間が墮落したその状態の罪性とは、アダムの最初の罪の¹とがと、彼が創造されたその義を失っていることと、それによって彼が、靈的に善であるすべてのものに、全く嫌気がさし、不能となり、逆らうものとなり、すべての悪に全く、それも絶えず、傾いている本性の腐敗である。²これは普通に原罪と呼ばれ、すべての現実の違反がそれから生ずるのである。

- 1 ロマ五章一二、一九節。
- 2 ロマ三章一〇〜一九節、エフェソ二章一〜三節、ロマ五章六節、八章七、八節、創世六章五節。
- 3 ヤコブ一章一四、一五節、マタイ一五章一九節。

※(二)「ロマ三章一〇〜一九節」となっているのは「ロマ三章一〇〜二〇節」(前号指摘済)の誤植です。

*小教理 問一八

問 人が墮落した状態の罪性は、どの点にありますか。

答 人が墮落した状態の罪性は、次の点にあります。すなわち、アダムの最初の罪の罪責を負うていること、原義を失っていること、人の性質全体の腐敗つまりいわゆる原罪があること、そこからあらゆる現行罪が生じていることです。¹

- 1 ロマ五章一二、一九節、五章一〇〜二〇節、エフェソ二章一〜三節、ヤコブ一章一四〜一五節、マタイ一五章一九節。

結論

この様に両者を比較することにより、小教理問答における証拠聖句は「ローマ五章一〇〜二〇節」は、本来「ローマ三章一〇〜二〇節」であるとの推論を立てることが出来ます。

そしてこの原因として考えられることは、一六四八年版において「3」と「5」を誤植した結果であると考えられます。

ただ小教理問答作成時から現在まで、この誤りが指摘されることなく放置されてきたのだと考えることが出来ます。

またこの結果、ウエストミンスター信仰基準の作成において、証拠聖句には、重複した箇所は考えられなかったことも結論づけることが出来ます。

(大垣伝道所牧師)

※ つのぶえ社発行の「ウエストミンスター小教理問答」とは、別訳です。

